

知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集

平成20年12月1日
知的財産戦略推進事務局

内閣官房知的財産戦略推進事務局では、本日から平成20年12月25日(木)までの間、これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関する御意見及び第3期(平成21年度～平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の在り方に関する御意見を広く募集します。

1) 経緯

知的財産戦略本部では、「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」(平成18年2月24日知的財産戦略本部決定)に基づき、これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関するレビューを行うとともに、第3期(平成21年度～平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の在り方について検討を行っています。

については、本件に関し、別紙の要領にて国民の皆様から幅広く御意見を募集します。

2) 募集期間

平成20年12月1日(月)から平成20年12月25日(木)17時まで
(郵送の場合は必着)

3) 意見募集対象

- (1) これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関する御意見
- (2) 第3期(平成21年度～平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の在り方に関する御意見

4) 募集要領

別紙を御覧下さい。

5) 今後の予定

寄せられた御意見については、専門調査会等における検討の参考とさせていただきます。なお、「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集については、例年どおり、来年3月頃行う予定です。

連絡先: 内閣官房知的財産戦略推進事務局
担 当: 高本、徳山
電 話: 03-3539-1807
F A X: 03-3502-0087

意見募集要領

知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する御意見は、下記の要領にて御提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 募集期間

平成20年12月1日(月)から平成20年12月25日(木)17時まで
(郵送の場合は必着)

2. 意見募集対象

- (1)これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関する御意見
- (2)第3期(平成21年度～平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の在り方に関する御意見

(参考ウェブサイト)

○「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」(平成18年2月24日知的財産戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060224housin.html>

○知的財産による競争力強化専門調査会(平成20年度)資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousou/index.html>

※ コンテンツについても本意見募集の対象になります。コンテンツについては、今後、コンテンツ・日本ブランド専門調査会において検討を行う予定です。

○これまで策定された知的財産推進計画

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

3. 御意見提出先

御意見は、書面により、下記的手段で内閣官房知的財産戦略推進事務局あてに御提出願います。(可能な限り電子メールによる御提出をお願いします。)

(電子メール)

ホームページ上の意見提出様式(ウェブフォーム)に必要事項を記入の上、送信してください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pc/081201/081201comment.html>

(郵送・ファックス)

指定の様式に必要事項を記入の上、下記あてに郵送・送信してください。様式はホームページからダウンロードするか、内閣官房知的財産戦略推進事務局まで御連絡の上入手してください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pc/081201/081201comment.html>

【郵送】〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 内閣府庁舎別館3階
内閣官房知的財産戦略推進事務局

【ファックス】03-3502-0087 知的財産戦略推進事務局あて

(問い合わせ先電話)

03-3539-1807 高本、徳山

4. 注意事項

(1)御意見は項目(下記参照)ごとに分類した上で、該当項目名を明記して御記入いただくようお願いします。

全体
Ⅰ 知的財産の創造
Ⅱ 知的財産の保護
Ⅱ-1 知的財産の適切な保護
Ⅱ-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)
Ⅲ 知的財産の活用
Ⅲ-1 知的財産の戦略的活用
Ⅲ-2 国際標準化活動の強化
Ⅲ-3 中小・ベンチャー企業への支援
Ⅲ-4 知的財産を活用した地域の振興
Ⅳ コンテンツをいかした文化創造国家づくり
Ⅳ-1 コンテンツの創造・流通の促進
Ⅳ-2 コンテンツの海賊版対策
Ⅳ-3 日本ブランド(食・地域・ファッション)の振興
Ⅴ 知的財産人材の育成と国民意識の向上
その他

(2)御意見とあわせて、概要を150字以内でまとめたものを御記入下さい。

(3)日本語で御記入ください。また、メールにより御提出いただく場合は文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようお願いします。

(4)頂いた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開する可能性があります。また、取りまとめの関係上、御意見を要約・集約した形で公開させていただく可能性があります。

(5)御意見に対する個別の回答はいたしかねます。

(6)電話での御意見の表明等には応じられません。

(7)法人名又は団体名で御意見を提出される場合には、代表者の氏名を必ず記載するとともに、組織内での必要な手続きを経た上で御提出下さい。(確認させていただくことがありますので、連絡先を記載願います。)なお、連絡先及び住所の記載のない法人名または団体名による意見は受理できません。

(8)ファックスまたは郵送で御提出いただいた場合、御意見を電子媒体でも提出していただくようお願いすることがあります。

(以上)